

二 政府ハ一方ニ於テ未曾有ノ要法ヲルモ他ニ維持法ヲ制定シテ無産階級運動ヲ鞏固セシムルト共ニ地方ニ於テ不
 完全ナカテモ普通進歩等ヲ実施シテ地方自治ヲ立案
 シテ階級闘争ニ對スル厄ミ主義的緩衝ヲ加ヘントシ
 三 一般労働運動ノ実状ヲ觀ルニ最近労働組合ノ勢力ヲ漸
 次増大スル傾向ナキデモナキ方組織労働者ノ努力
 ハ未ダ松ノテ微弱テアツテ四百万人ノ労働者中僅々二
 十万人ヲ出ナイ有様ナルシカモ此ノ組織労働者中ニ
 未ダ階級別訓練、互シキモノカ少クナク尙亦労働組合
 ノ内容組織戦闘力ニ於テ欠ク所多キヲ否ムコトハ出
 来ナイシカシテ労働組合界ハ互ニ割據シテ小虎分立ノ
 状態ニ在ル所ノ如キ状態ナルニ為テ又普通ノ実施ハ
 我國無産階級ノ政治意識ヲ刺激シテ今や無産階級
 組織ノ準備ガ着々進行シツ、アル
 右ニ述ヘタル如ク我國現下ノ社会状態ハ吾等ノ運動ニ反リ
 實ニ複雑ニシテ多難ナル故ニ我等ハ最善ノ努力ヲ盡シテ
 能ク此ノ難局ニ處シ運動前途ニ貢獻シナケレハナラズ又然

我我等ハ此ノ環境ヲ以テ労働如何ナル政策ヲ進行スル
 ナルカ

- 一 労働者生活ノ改善政策トシテ
- 二 労働組織ノ整理給与改善シテ黨中主義ノ産業別組合主義
- 三 労働者生活ノ改善
- 四 労働政策ノ強固ニ當リ
- 五 労働者生活ノ安定ト共ニ産業ノ統制ニ力ヲメ
- 六 労働者生活ノ宣傳組織方法ヲ地方自治産業別組合、特殊事
 業ニ適用スルニシメ
- 七 労働者生活ノ改善ニ當リ
- 八 労働者生活ノ改善ニ當リ
- 九 労働者生活ノ改善ニ當リ
- 十 労働者生活ノ改善ニ當リ
- 十一 労働者生活ノ改善ニ當リ
- 十二 労働者生活ノ改善ニ當リ
- 十三 労働者生活ノ改善ニ當リ
- 十四 労働者生活ノ改善ニ當リ
- 十五 労働者生活ノ改善ニ當リ
- 十六 労働者生活ノ改善ニ當リ
- 十七 労働者生活ノ改善ニ當リ
- 十八 労働者生活ノ改善ニ當リ
- 十九 労働者生活ノ改善ニ當リ
- 二十 労働者生活ノ改善ニ當リ

労働ノ発展ヲ促進シ